

○新宿区心身障害者福祉手当条例

昭和47年3月31日

条例第13号

(心身障害者対策基本法20)

改正 昭和48年3月31日条例第9号

昭和49年3月27日条例第10号

昭和49年10月2日条例第29号

昭和50年10月9日条例第43号

昭和51年9月30日条例第32号

昭和52年9月29日条例第30号

昭和53年3月31日条例第16号

昭和53年9月29日条例第29号

昭和55年10月2日条例第22号

昭和56年4月1日条例第20号

昭和56年10月2日条例第31号

昭和57年9月30日条例第24号

昭和58年9月30日条例第32号

昭和59年3月31日条例第13号

昭和59年10月1日条例第33号

昭和60年3月30日条例第14号

昭和60年10月1日条例第22号

昭和61年4月1日条例第24号

昭和61年10月1日条例第51号

昭和62年3月30日条例第14号

昭和62年9月30日条例第25号

昭和63年4月1日条例第10号

昭和63年10月3日条例第30号

平成元年10月2日条例第40号

平成2年10月1日条例第38号

平成3年4月1日条例第21号

平成3年9月30日条例第38号

平成4年4月1日 条例第23号
平成4年6月19日 条例第45号
平成4年10月1日 条例第56号
平成5年4月1日 条例第12号
平成5年12月1日 条例第40号
平成6年3月28日 条例第12号
平成6年12月6日 条例第43号
平成7年3月24日 条例第14号
平成7年12月4日 条例第43号
平成8年3月26日 条例第11号
平成8年9月30日 条例第32号
平成9年3月25日 条例第8号
平成10年3月25日 条例第17号
平成10年6月12日 条例第34号
平成10年9月29日 条例第41号
平成11年3月24日 条例第12号
平成11年6月18日 条例第34号
平成12年3月24日 条例第68号
平成12年7月4日 条例第77号
平成13年7月10日 条例第47号
平成14年6月17日 条例第37号
平成15年3月24日 条例第18号
平成15年10月20日 条例第59号
平成16年10月14日 条例第49号
平成17年10月20日 条例第59号
平成21年12月7日 条例第69号
平成24年6月19日 条例第45号
平成27年3月23日 条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、心身に重度の障害のある者(以下「障害者」という。)について、心身障害者福祉手当(以下「手当」という。)を支給することにより、これらの者の福祉の増進

を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、「障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。ただし、第1号から第3号までに係るものにあつては、別表第1に定める程度の障害にある者、第5号に係るものにあつては、新宿区規則(以下「規則」という。)で定める疾病にある者とする。

- (1) 身体障害者
- (2) 知的障害者
- (3) 戦傷病者
- (4) 脳性麻痺又は進行性筋萎縮症を有する者
- (5) 疾病を有する者

(昭48条例9・昭53条例16・昭55条例22・昭58条例32・平11条例12・平15条例59・平27条例12・一部改正)

(支給要件)

第3条 区長は、新宿区の区域内(以下「区内」という。)に住所を有する障害者に対し、手当を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

- (1) 障害者となつた年齢が65歳以上のとき。
- (2) 障害者となつた年齢が65歳未満で65歳に達する日の前日までに次条に規定する認定の申請を行わなかつたとき(規則で定める事由により申請を行わなかつた者を除く。)
- (3) 20歳未満の障害者の新宿区児童育成手当条例(昭和46年新宿区条例第24号)第3条に定める保護者(以下「保護者」という。)又は当該障害者の前年の所得(1月から7月までの手当については、前々年の所得とする。以下同じ。)が所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、規則で定める額を超えるとき。
- (4) 20歳以上の障害者の前年の所得が所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、規則で定める額を超えるとき。
- (5) 新宿区児童育成手当条例の規定に基づき、保護者が障害手当の支給を受けているとき。
- (6) 法令の規定に基づき、老人福祉施設、生活保護施設、障害者支援施設若しくは児童福祉施設又はこれらに準ずる施設に入所しているとき。

2 前項第3号及び第4号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

(昭49条例29・昭53条例16・平8条例11・平11条例12・平12条例68・平15条例18・平15条例59・平24条例45・平27条例12・一部改正)

(受給資格の認定)

第4条 この手当の支給を受けようとする者は、区長に申請し、認定を受けなければならない。

2 区長は、前項の認定をしたときは、本人に通知するものとする。

(受給資格の喪失)

第5条 前条の認定を受けた者(以下「受給者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、受給資格を失う。

- (1) 障害者が死亡したとき。
- (2) 障害者が区内に住所を有しなくなつたとき。
- (3) 前2号のほか、手当を支給する事由が消滅したとき。

(昭56条例31・一部改正)

(手当の額)

第6条 手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、1か月につき別表第2に定める額とする。

(昭49条例10.29・昭50条例43・昭51条例32・昭52条例30・昭53条例16・昭58条例32・平27条例12・一部改正)

(支給期間及び支払時期)

第7条 手当は、第4条の規定により受給資格の認定を申請した日の属する月から、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月まで支給する。ただし、次条の適用を受けることができる者については、この限りでない。

2 手当は、毎年2月、5月、8月及び11月の4期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、区長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(昭49条例29・全改、平3条例21・一部改正)

(支給始期の特例)

第8条 東京都の区域内の他の特別区又は市町村において、この条例による手当と同種の手当が支給されていた場合において、当該手当の支給される最後の月の翌月から起算して3か月以内に受給資格の認定の申請があつたときは、当該同種の手当が支給された最後の月の翌月から手当を支給する。

2 災害その他やむを得ない事由により、受給資格の認定の申請をすることができなかつた

場合において、当該事由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、当該事由により受給資格の認定の申請をすることができなくなつた日の属する月から手当を支給する。ただし、東京都の区域内の他の特別区又は市町村において、この条例と同種の手当を受けた者については、その受けた月分の手当は支給しない。

(昭49条例29・全改、昭58条例32・一部改正)

(届出義務)

第9条 受給者は、次に掲げる事由が生じたときは、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。

- (1) 第5条の規定による受給資格の喪失事由に該当したとき。
- (2) 住所を変更したとき。
- (3) 前2号のほか、この条例に基づく規則に定める事項に該当したとき。

2 同居の親族は、受給者が死亡したときは、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。

(昭55条例22・昭56条例31・平12条例68・一部改正)

(手当の返還)

第10条 偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、区長は、当該手当をその者から返還させることができる。

(未支払の手当)

第11条 受給者が死亡した場合において、その者に支払うべき手当で、まだ支払っていない手当があるときは、区長が適当と認める同居の親族その他の者に、その未支払の手当を支払うことができる。

(規則への委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(昭56条例31・平21条例69・一部改正)

付 則

- 1 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。
- 2 昭和47年9月30日までに、受給資格の認定を申請した者については、昭和47年4月1日に第3条に規定する受給資格を有する者にあつては同日に、同日後に受給資格を有するに至つた者にあつては、その該当する日に申請があつたものとみなす。

付 則(昭和48年3月31日条例第9号)

- 1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。
- 2 この条例により新たに受給資格を有することになり、昭和48年9月30日までに認定の申請をした者については、新たに受給資格を有するに至った日に申請があつたものとみなす。

付 則(昭和49年3月27日条例第10号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和49年10月2日条例第29号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和49年10月1日から適用する。
- 2 昭和50年2月28日までに受給資格の認定の申請をした者については、昭和49年10月1日に第3条に規定する受給資格を有する者にあつては同日に、同日後に受給資格を有するに至った者にあつては、その該当するに至った日に申請があつたものとみなす。
- 3 昭和49年8月分から11月分までの手当については、第7条第2項の規定にかかわらず昭和49年11月中に支払うものとする。

附 則(昭和50年10月9日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年10月1日から適用する。

附 則(昭和51年9月30日条例第32号)

この条例は、昭和51年10月1日から施行する。

附 則(昭和52年9月29日条例第30号)

この条例は、昭和52年10月1日から施行する。

附 則(昭和53年3月31日条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。
(経過規定)
- 2 改正後の条例により新たに第3条に規定する受給資格に該当することになった者が、昭和53年7月31日までに受給資格の認定の申請をしたときは、昭和53年4月1日に申請があつたものとみなす。

附 則(昭和53年9月29日条例第29号)

この条例は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則(昭和55年10月2日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和55年10月1日から適用する。

附 則(昭和56年4月1日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年10月2日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和56年10月1日から適用する。

附 則(昭和57年9月30日条例第24号)

この条例は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則(昭和58年9月30日条例第32号)

この条例は、昭和58年10月1日から施行する。

附 則(昭和59年3月31日条例第13号)

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年10月1日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年3月30日条例第14号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年10月1日条例第22号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の新宿区心身障害者福祉手当条例第6条の規定は、昭和60年10月以後の月分の心身障害者福祉手当の額について適用し、同年9月以前の月分の心身障害者福祉手当の額については、なお従前の例による。

附 則(昭和61年4月1日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年10月1日条例第51号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の新宿区心身障害者福祉手当条例第6条の規定は、昭和61年10月以後の月分の心身障害者福祉手当の額について適用し、同月前の月分の心身障害者福祉手当の額については、なお従前の例による。

附 則(昭和62年3月30日条例第14号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年9月30日条例第25号)

- 1 この条例は、昭和62年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の新宿区心身障害者福祉手当条例第6条の規定は、昭和62年10月以後の月分の心身障害者福祉手当について適用し、同月前の月分の心身障害者福祉手当については、なお従前の例による。

附 則(昭和63年4月1日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年10月3日条例第30号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和63年10月1日から適用する。ただし、別表第2の改正規定中広範^{せき}脊柱管狭窄^{さく}症を加える部分は、昭和64年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の新宿区心身障害者福祉手当条例第6条の規定は、昭和63年10月以後の月分の心身障害者福祉手当について適用し、同月前の月分の心身障害者福祉手当については、なお従前の例による。

附 則(平成元年10月2日条例第40号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成元年10月1日から適用する。ただし、別表第2の改正規定中原発性胆汁性肝硬変を加える部分は、平成2年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の新宿区心身障害者福祉手当条例第6条の規定は、平成元年10月以後の月分の心身障害者福祉手当について適用し、同月前の月分の心身障害者福祉手当については、なお従前の例による。

附 則(平成2年10月1日条例第38号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定中重症急性^{すい}膵炎を加える部分は、平成3年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の新宿区心身障害者福祉手当条例第6条の規定は、平成2年10月以後の月分の心身障害者福祉手当について適用し、同月前の月分の心身障害者福祉手当については、なお従前の例による。

附 則(平成3年4月1日条例第21号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条第2項の改正規定は、平成3年9月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の新宿区心身障害者福祉手当条例第6条の規定は、平成3年4月以後の月分の心身障害者福祉手当について適用し、同月前の月分の心身障害者福祉手当については、なお従前の例による。

附 則(平成3年9月30日条例第38号)

この条例は、平成3年10月1日から施行する。

ただし、別表第2の改正規定中特発性^{たい}大腿骨頭^{えい}壊死症を加える部分は、平成4年1月1日から施行する。

附 則(平成4年4月1日条例第23号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の新宿区心身障害者福祉手当条例第6条の規定は、平成4年4月以後の月分の心身障害者福祉手当について適用し、同月前の月分の心身障害者福祉手当については、なお従前の例による。

附 則(平成4年6月19日条例第45号)

この条例は、平成4年7月1日から施行する。

附 則(平成4年10月1日条例第56号)

この条例は、平成4年10月1日から施行する。

ただし、別表第2の改正規定中混合性結合組織病を加える部分は、平成5年1月1日から施行する。

附 則(平成5年4月1日条例第12号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の新宿区心身障害者福祉手当条例第6条の規定は、平成5年4月以後の月分の心身障害者福祉手当について適用し、同月前の月分の心身障害者福祉手当については、なお従前の例による。

附 則(平成5年12月1日条例第40号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の新宿区心身障害者福祉手当条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成5年10月1日から適用する。
- 2 この条例施行の際、現にこの条例による改正前の新宿区心身障害者福祉手当条例の規定による手当の支給要件に該当しない者で、新条例の規定による手当の支給要件に該当するものが、この条例の施行の日から平成5年12月28日までの間に受給資格の認定の申請をしたときは、手当の支給要件に該当するに至った日(その日がこの条例の適用の日より前であるときは、適用の日)に申請があったものとみなす。

附 則(平成6年3月28日条例第12号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の新宿区心身障害者福祉手当条例(以下「新条例」という。)別表第2の規定は、平成6年1月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

(経過措置)

- 3 新条例別表第3の規定は、平成6年4月以後の月分の心身障害者福祉手当(以下「手当」と

いう。)について適用し、同月前の月分の手当については、なお従前の例による。

- 4 この条例(別表第2の改正規定に限る。以下同じ。)施行の際、現にこの条例による改正前の新宿区心身障害者福祉手当条例の規定による手当の支給要件に該当しない者で、新条例の規定による手当の支給要件に該当するものが、この条例の施行の日から平成6年4月28日までに受給資格の認定の申請をしたときは、手当の支給要件に該当するに至った日(その日が適用日より前であるときは、適用日)に申請があったものとみなす。

附 則(平成6年12月6日条例第43号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の新宿区心身障害者福祉手当条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成6年10月1日から適用する。
- 2 この条例施行の際、現にこの条例による改正前の新宿区心身障害者福祉手当条例の規定による手当の支給要件に該当しない者で、新条例の規定による手当の支給要件に該当するものが、この条例の施行の日から平成6年12月28日までの間に受給資格の認定の申請をしたときは、手当の支給要件に該当するに至った日(その日が新条例の適用の日より前であるときは、適用の日)に申請があったものとみなす。

附 則(平成7年3月24日条例第14号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の新宿区心身障害者福祉手当条例(以下「新条例」という。)別表第2の規定は、平成7年1月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

(経過措置)

- 3 新条例別表第3の規定は、平成7年4月以後の月分の心身障害者福祉手当(以下「手当」という。)について適用し、同月前の月分の手当については、なお従前の例による。
- 4 この条例(別表第2の改正規定に限る。以下同じ。)施行の際、現にこの条例による改正前の新宿区心身障害者福祉手当条例の規定による手当の支給要件に該当しない者で、この条例による改正後の新宿区心身障害者福祉手当条例の規定による手当の支給要件に該当するものが、この条例の施行の日から平成7年4月28日までの間に受給資格の認定の申請をしたときは、手当の支給要件に該当するに至った日(その日が適用日より前であるときは、適用日)に申請があったものとみなす。

附 則(平成7年12月4日条例第43号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の新宿区心身障害者福祉手当

条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成7年10月1日から適用する。

- 2 この条例施行の際、現にこの条例による改正前の新宿区心身障害者福祉手当条例の規定による手当の支給要件に該当しない者で、新条例の規定による手当の支給要件に該当するものが、この条例の施行の日から平成7年12月28日までの間に受給資格の認定の申請をしたときは、手当の支給要件に該当するに至った日(その日が新条例の適用の日より前であるときは、適用の日)に申請があったものとみなす。

附 則(平成8年3月26日条例第11号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条及び別表第3の改正規定は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の新宿区心身障害者福祉手当条例(以下「新条例」という。)別表第2の規定は、平成8年1月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

(経過措置)

- 3 新条例別表第3の規定は、平成8年4月以後の月分の心身障害者福祉手当(以下「手当」という。)について適用し、同月前の月分の手当については、なお従前の例による。
- 4 この条例(別表第2の改正規定に限る。以下同じ。)施行の際、現にこの条例による改正前の新宿区心身障害者福祉手当条例の規定による手当の支給要件に該当しない者で、この条例による改正後の新宿区心身障害者福祉手当条例の規定による手当の支給要件に該当するものが、この条例の施行の日から平成8年4月30日までの間に受給資格の認定の申請をしたときは、手当の支給要件に該当するに至った日(その日が適用日より前であるときは、適用日)に申請があったものとみなす。
- 5 この条例による改正後の新宿区心身障害者福祉手当条例の規定による平成8年3月分の手当及び新宿区高齢者福祉手当条例(以下「高齢者福祉手当条例」という。)の規定による平成8年3月分の高齢者福祉手当を受給している者で、平成8年4月1日以後においても、引き続きこの条例による改正後の新宿区心身障害者福祉手当条例の規定による手当の支給要件及び高齢者福祉手当条例の規定による高齢者福祉手当の支給要件に該当するものには、平成10年3月分までに限り、新条例第3条ただし書及び第6条の規定にかかわらず、次の表に定める額の手当を支給する。

区分	手当月額	
	平成8年4月分から平成9年3月分まで	平成9年4月分から平成10年3月分まで

平成8年3月分の手当の額 が15,000円の者	10,000円	5,000円
平成8年3月分の手当の額 が7,500円の者	5,000円	2,500円

附 則(平成8年9月30日条例第32号)

- この条例は、公布の日から施行し、この条例(別表第2中「先天性血液凝固因子欠乏症」を「先天性血液凝固因子欠乏症等」に改める改正規定に限る。以下同じ。)による改正後の新宿区心身障害者福祉手当条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成8年7月1日から適用する。
- この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の新宿区心身障害者福祉手当条例の規定による手当の支給要件に該当しない者で、新条例の規定による手当の支給要件に該当するものが、この条例の施行の日から平成8年10月31日までの間に受給資格の認定の申請をしたときは、手当の支給要件に該当するに至った日(その日が新条例の適用の日より前であるときは、適用の日)に申請があったものとみなす。

附 則(平成9年3月25日条例第8号)

- この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の新宿区心身障害者福祉手当条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成9年1月1日から適用する。
- この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の新宿区心身障害者福祉手当条例の規定による手当の支給要件に該当しない者で、新条例の規定による手当の支給要件に該当するものが、この条例の施行の日から平成9年4月30日までの間に受給資格の認定の申請をしたときは、手当の支給要件に該当するに至った日(その日が新条例の適用の日より前であるときは、適用の日)に申請があったものとみなす。

附 則(平成10年3月25日条例第17号)

- この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の新宿区心身障害者福祉手当条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成10年1月1日から適用する。
- この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の新宿区心身障害者福祉手当条例の規定による手当の支給要件に該当しない者で、新条例の規定による手当の支給要件に該当するものが、この条例の施行の日から平成10年4月30日までの間に受給資格の認定の申請をしたときは、手当の支給要件に該当するに至った日(その日が新条例の適用の日より前であるときは、適用の日)に申請があったものとみなす。

附 則(平成10年6月12日条例第34号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の新宿区心身障害者福祉手当条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成10年5月1日から適用する。
- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の新宿区心身障害者福祉手当条例の規定による手当の支給要件に該当しない者で、新条例の規定による手当の支給要件に該当するものが、この条例の施行の日から平成10年7月31日までの間に受給資格の認定の申請をしたときは、手当の支給要件に該当するに至った日(その日が新条例の適用の日より前であるときは、適用の日)に申請があったものとみなす。

附 則(平成10年9月29日条例第41号)

この条例は、平成10年10月1日から施行する。

附 則(平成11年3月24日条例第12号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第3条(「精神薄弱者援護施設」を「知的障害者援護施設」に改める部分に限る。)、別表第1及び別表第3の各改正規定は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この条例(別表第2の改正規定に限る。以下同じ。)による改正後の新宿区心身障害者福祉手当条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成10年12月1日から適用する。
- 3 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の新宿区心身障害者福祉手当条例の規定による手当の支給要件に該当しない者で、新条例の規定による手当の支給要件に該当するものが、この条例の施行の日から平成11年4月30日までの間に受給資格の認定の申請をしたときは、手当の支給要件に該当するに至った日(その日が新条例の適用の日より前であるときは、適用の日)に申請があったものとみなす。

附 則(平成11年6月18日条例第34号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の新宿区心身障害者福祉手当条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成11年4月1日から適用する。
- 3 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の新宿区心身障害者福祉手当条例の規定による手当の支給要件に該当しない者で、新条例の規定による手当の支給要件に該当するものが、この条例の施行の日から平成11年7月30日までの間に受給資格の認定の申請をしたときは、手当の支給要件に該当するに至った日(その日が新条例の適用の日より前であるときは、適用の日)に申請があったものとみなす。

附 則(平成12年3月24日条例第68号)

- 1 この条例は、平成12年8月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

- 2 この条例による改正前の新宿区心身障害者福祉手当条例(以下「改正前の条例」という。)により施行日の前日の属する月の分(以下「前月分」という。)の心身障害者福祉手当(以下「手当」という。)又は東京都の区域内の他の特別区若しくは市町村(以下「他区市町村」という。)において、改正前の条例による手当と同種の手当で前月分のもの支給を受けた者については、この条例による改正後の新宿区心身障害者福祉手当条例(以下「改正後の条例」という。)第3条第1項第1号又は第2号の規定にかかわらず、手当を支給する。
- 3 他区市町村に住所を有していた者のうち引き続き新宿区の区域内に住所を有することとなったもので、他区市町村において改正前の条例による手当と同種の手当の支給を受けていたものについては、改正後の条例第3条第1項第1号又は第2号の規定にかかわらず、手当を支給する。

附 則(平成12年7月4日条例第77号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の新宿区心身障害者福祉手当条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成12年4月1日から適用する。
- 3 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の新宿区心身障害者福祉手当条例の規定による心身障害者福祉手当(以下「手当」という。)の支給要件に該当しない者で、新条例の規定による手当の支給要件に該当するものが、この条例の施行の日から平成12年7月31日までの間に受給資格の認定の申請をしたときは、手当の支給要件に該当するに至った日(その日が新条例の適用の日より前であるときは、適用の日)に申請があったものとみなす。

附 則(平成13年7月10日条例第47号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の新宿区心身障害者福祉手当条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成13年5月1日から適用する。
- 3 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の新宿区心身障害者福祉手当条例の規定による心身障害者福祉手当(以下「手当」という。)の支給要件に該当しない者で、新条例の規定による手当の支給要件に該当するものが、この条例の施行の日から平成13年7月31日までの間に受給資格の認定の申請をしたときは、手当の支給要件に該当するに至った日(その日が新条例の適用の日より前であるときは、適用の日)に申請があったものとみなす。

附 則(平成14年6月17日条例第37号)

- 1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。
- 2 この条例(別表第2中「クロイツフェルト・ヤコブ病」を「プリオン病」に改め、「、フアブリー病」を削る改正規定に限る。)による改正後の新宿区心身障害者福祉手当条例(以下「改正後の条例」という。)は、平成14年6月1日から適用する。
- 3 この条例による改正前の新宿区心身障害者福祉手当条例(以下「旧条例」という。)別表第2に掲げる疾病のうち慢性肝炎又は肝硬変・へパトームのり患によりこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日の属する月分の心身障害者福祉手当の支給を受けていた者(以下「受給者」という。)であって、この条例の施行の際に特別区民税非課税世帯(受給者及び受給者と同一の世帯に属する者(受給者の扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者という。))が受給者と同一の世帯に属さない場合には、当該扶養義務者を含む。)全員が当該年度分の地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく特別区民税(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)が課されていない者(新宿区特別区税条例(昭和39年新宿区条例第57号)第36条の規定により特別区民税を免除された者を含む。)である世帯をいう。以下同じ。)に属するもの(以下「非課税世帯受給者」という。)については、当該疾病に係る心身障害者福祉手当の支給に関する限りにおいて、施行日から起算して3年を経過する日(非課税世帯受給者の属する世帯が特別区民税非課税世帯でなくなったときは、特別区民税非課税世帯でなくなった日の属する年度の7月31日)又は旧条例第7条に規定する心身障害者福祉手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月の末日のいずれか早い日までの間、旧条例の規定は、なお効力を有する。
- 4 前項の規定によりなお効力を有することとされた旧条例の規定により支給することとされた心身障害者福祉手当については、同項に規定する期間後においては、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の際、現に旧条例の規定による心身障害者福祉手当の支給要件に該当しない者で、改正後の条例の規定による心身障害者福祉手当の支給要件に該当するものが、この条例の施行の日から平成14年10月31日までの間に受給資格の認定の申請をしたときは、心身障害者福祉手当の支給要件に該当するに至った日(その日が改正後の条例の適用の日よりも前であるときは、適用の日)に申請があったものとみなす。

附 則(平成15年3月24日条例第18号)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例(別表第2の改正規定に限る。)による改正後の新宿区心身障害者福祉手当条例の

規定は、平成14年6月1日から適用する。

附 則(平成15年10月20日条例第59号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第1項に1号を加える改正規定は、平成16年8月1日から施行する。
- 2 この条例(別表第2の改正規定に限る。)による改正後の新宿区心身障害者福祉手当条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成15年10月1日から適用する。
- 3 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の新宿区心身障害者福祉手当条例の規定による心身障害者福祉手当(以下「手当」という。)の支給要件に該当しない者で、改正後の条例の規定による手当の支給要件に該当するものが、この条例の施行の日から平成15年11月30日までの間に受給資格の認定の申請をしたときは、手当の支給要件に該当するに至った日(その日が改正後の条例の適用の日より前であるときは、適用の日)に申請があったものとみなす。

附 則(平成16年10月14日条例第49号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の新宿区心身障害者福祉手当条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成16年10月1日から適用する。
- 3 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の新宿区心身障害者福祉手当条例の規定による心身障害者福祉手当(以下「手当」という。)の支給要件に該当しない者で、改正後の条例の規定による手当の支給要件に該当するものが、この条例の施行の日から平成16年11月30日までの間に受給資格の認定の申請をしたときは、手当の支給要件に該当するに至った日(その日が改正後の条例の適用の日より前であるときは、適用の日)に申請があったものとみなす。

附 則(平成17年10月20日条例第59号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の新宿区心身障害者福祉手当条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成17年10月1日から適用する。
- 3 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の新宿区心身障害者福祉手当条例の規定による心身障害者福祉手当(以下「手当」という。)の支給要件に該当しない者で、改正後の条例の規定による手当の支給要件に該当するものが、この条例の施行の日から平成17年11月30日までの間に受給資格の認定の申請をしたときは、手当の支給要件に該当するに至った日(その日が改正後の条例の適用の日より前であるときは、適用の日)に申請が

あったものとみなす。

附 則(平成21年12月7日条例第69号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の新宿区心身障害者福祉手当条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成21年10月1日から適用する。
- 3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の新宿区心身障害者福祉手当条例の規定による心身障害者福祉手当(以下「手当」という。)の支給要件に該当しない者で、改正後の条例の規定による手当の支給要件に該当するものが、この条例の施行の日から平成21年12月31日までの間に受給資格の認定の申請をしたときは、手当の支給要件に該当するに至った日(その日が改正後の条例の適用の前日であるときは、当該適用の日)に当該申請があったものとみなす。

附 則(平成24年6月19日条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月23日条例第12号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の新宿区心身障害者福祉手当条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成27年1月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の新宿区心身障害者福祉手当条例の規定による心身障害者福祉手当(以下「手当」という。)の支給要件に該当しない者で、改正後の条例の規定による手当の支給要件に該当するものが、この条例の施行の日から平成27年7月31日までの間に受給資格の認定の申請をしたときは、手当の支給要件に該当するに至った日(その日が同年1月1日前であるときは、同日)に当該申請があったものとみなす。

別表第1(第2条関係)

(平4条例45・全改、平11条例12・平15条例59・一部改正)

障害者の区分	障害の程度
身体障害者	身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)第5条第3項に定める障害の程度が1級、2級及び3級のもの
知的障害者	東京都愛の手帳交付要綱(昭和42年3月20日民児精発第58号)第6条第3号に定める知的障害の程度が1度から4度までのもの
戦傷病者	戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条第1項第1号の

	規定に基づく手帳の交付を受けた者で、2項症以上の障害を有するもの
--	----------------------------------

別表第2(第6条関係)

(昭53条例16・追加、昭53条例第29・昭55条例22・昭56条例31・昭57条例24・昭58条例32・昭59条例33・昭60条例22・昭61条例51・昭62条例25・昭63条例30・平元条例40・平2条例38・平3条例21・平4条例23・平5条例12・平6条例12・平7条例14・平8条例11・平11条例12・一部改正、平27条例12・旧別表第3繰上・一部改正)

障害者等の区分	障害の程度	手当月額
身体障害者	別表第1に定める1級及び2級のもの	15,500円
	別表第1に定める3級のもの	7,750円
知的障害者	別表第1に定める1度、2度及び3度のもの	15,500円
	別表第1に定める4度のもの	7,750円
戦傷病患者		15,500円
脳性麻痺又は進行性筋萎縮症		15,500円
規則で定める疾病		15,500円